

瑕疵ある取締役会決議によって招集された株主総会決議取消しの訴えの可否

【文献種別】 判決／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 平成30年9月25日
【事件番号】 平成29年(ワ)第10762号
【事件名】 株主総会決議取消請求事件
【裁判結果】 請求認容(控訴)
【参照法令】 会社法831条1項1号
【掲載誌】 金判1553号59頁

LEX/DB 文献番号 25561741

事実の概要

本件被告であるY会社は、不動産賃貸・管理運営などを目的とする株式会社であり、取締役会設置会社であった。Y会社の定款には取締役会の定足数や決議要件は定められていなかった。原告であるXは、亡くなったAの配偶者であり、XとAの間にはBとCという子供がいる。また、Aの父母には、A以外にDとY会社の代表者であるEという子供がいた。Y会社の代表者であったEは、平成29年9月11日に、自らおよび監査役F(Eの配偶者)を出席者とするY会社の取締役会(本件取締役会)を開催し、同月29日に株主総会(本件株主総会)を開催する旨の決議(本件取締役会決議)をした。本件株主総会に先立って、平成29年9月1日に、EはDに対して本件株主総会の開催予定日時、場所、本件株主総会決議に係る議案の内容および各役員候補者の氏名を記載した本件取締役会招集通知を送付していたが、Dは本件取締役会当日になって欠席の電子メールを送信したのみであった。

ちなみに、本件株主総会開催当時、Y会社の登記には取締役として、E以外にはAの母とDが記録されていた。ただし、Aの母はすでに死亡しており(平成28年11月3日に死亡)、当時のY会社の取締役はEとDのみであった。また、本件株主総会に係る基準日時点(平成29年9月29日)で、Y会社の発行済株式総数は200株であり、そのうち、Eが120株、Xが30株、Bが25株およ

びCが25株を各々保有していた。

平成29年9月29日に本件株主総会は開催され、EとXは出席していたが、BとCはその議決権行使をXに委任する旨の委任状をY会社に提出していた。そして、本件株主総会決議において、EおよびFをY会社の取締役に選任する旨の決議(本件決議)がなされた。その後、Xが、代理人を通じて本件取締役会の議事録を確認したところ、本件取締役会決議に瑕疵があったとして、本件株主総会の決議取消しを求めて訴えを提起した。

判決の要旨

「本件取締役会決議は、出席者及び議案への賛成者の数が、いずれも取締役会の法定の最低員数である3名(会社法331条5項)の過半数(同法369条1項)である2名に満たないものだったといえる。よって、本件取締役会決議は、その定足数を満たしておらず、軽微でない瑕疵があるから無効というべきである。……Dが、招集通知の内容について反対していなかったことを認めるに足りる証拠はなく……本件取締役会決議は、定足数不足により無効であって、本件株主総会の招集手続には、Eが取締役会の決議に基づかずに招集した瑕疵が認められ、法令違反(会社法831条1項1号)がある」。

「確かに、本件株主総会では、Xを含む全株主が、出席し又はXに対して委任してそれぞれその議決権を行使し、X及びCをYの取締役に選任する旨

のXの株主提案が付議されるなど、Xらの意見にも一応配慮して議事が進行されていたといえる。

しかし、Xは、Eが提出した本件決議に係る議案について反対し、かつ、本件株主総会の約2週間後には、代理人を通じてその招集のための本件取締役会の議事録開示請求をしており、これらの事実を照らすと、Xが、本件株主総会の当時、本件取締役会に瑕疵があることを認識しつつ本件株主総会の開催に同意していたと認めることはできない。また、……B及びCは、Yに対して委任状を提出した際、本件取締役会に瑕疵があることを認識しつつ本件株主総会の開催に同意していたと認めることはできない。そうすると、たとえXが本件株主総会に出席し、またB及びCがYに対して委任状を提出していたとしても、本件株主総会が全員出席総会であるとして招集手続の瑕疵が治癒されるということとはできないというべきである。」

判例の解説

一 本判決の意義

本件において、裁判所は、株主総会の招集手続に瑕疵がある事案で、委任状を含めた株主全員が出席し決議した全員出席総会について、招集手続の瑕疵は治癒されず決議取消しの対象になると判断した。従来の判例は、株主総会の招集手続に瑕疵があったとしても、株主全員が出席していれば、招集手続の瑕疵は治癒され株主総会決議は有効であるとしている。本件は、全員出席総会の成立が否定された数少ない公表裁判例であり、その点で意義がある。

二 全員出席総会の有効性について

会社法上、原則として株主総会を開催するには招集手続を必要とし、取締役(取締役会設置会社の場合には取締役会)の決議に基づき(会社法298条4項)¹⁾、代表取締役が各株主に対して2週間前には日時・場所・議題等を記載した招集通知を発しなければならない(会社法299条1項等)。そのため、本件のような取締役会設置会社において、取締役会決議に基づかず代表取締役が招集通知を発した場合には、その招集手続には法令違

反があるとして、株主総会の決議取消しの対象となる²⁾(最判昭46・3・18³⁾)。本件では、その後の株主総会において委任状による代理出席を含めて株主全員が出席し決議を行っていることから、例外的に、その決議を有効とできるかが問題となる。本件のような会社法に基づいた招集手続を経ずに、株主全員がその開催に同意して総会に出席した場合の株主総会は全員出席総会といわれている。全員出席総会といってもいくつかの類型があるが、本稿で検討するのは、招集手続の瑕疵の程度はともかく、株主に対して代表取締役による招集通知がなされている場合である。

会社法制定以前、リーディングケースである最判昭60・12・20⁴⁾は、「商法が、231条(現在の会社法298条)以下の規定により、株主総会を招集するためには招集権者による招集の手続を経ることが必要であるとしている趣旨は、全株主に対し、会議体としての機関である株主総会の開催と会議の目的たる事項を知らせることによって、これに対する出席の機会を与えるとともにその議事及び議決に参加するための準備の機会を与えることを目的とするものであるから、招集権者による株主総会の招集の手続を欠く場合であっても、株主全員がその開催に同意して出席したいわゆる全員出席総会において、株主総会の権限に属する事項につき決議をしたときには、右決議は有効に成立するものというべきであり」と述べ、全員出席総会の場合には招集手続の瑕疵は治癒されたものと解している。このように、最高裁は、株主総会の招集手続は株主総会への出席と準備の機会を与えることが目的であり、株主がそのような利益を放棄して株主総会の開催に同意している以上、その決議は有効であると解しているようである。この最高裁判決以降、学説の多くは、小規模閉鎖会社の問題として捉えることで、全員出席総会による決議に肯定的だったようである⁵⁾。

ところで、現行の会社法においては、書面決議(または、電磁的方法による決議)を採用していない(または、採用が強制されていない)会社では、株主全員の同意による株主総会の招集手続の省略が認められるようになっている(会社法300条)。また、株主全員が同意すれば、株主総会決議を省略することも認められている(会社法319条1項)。

前者は招集手続に係るものであって、従来の判例法理にある株主総会での株主全員の出席とは結びついていないが⁶⁾、このような会社法の規定が存することによって⁷⁾ 全員出席総会を認める意義は相対的に低くなったとの指摘もある⁸⁾。しかしながら、従来の判例法理における全員出席総会は、会社法の規定とは異なり、決議事項の賛否に対する全員の同意を求めておらず、書面決議等を採用した会社であるか否かは問題としていなかった。また、従来の判例・学説が問題としてきた事案は、株主全員が事前に株主総会に係る手続や決議に同意しているわけではなく、現在の会社法 300 条等が想定する状況とは異なるものである。そのため、多くの学説は、会社法制定後においても全員出席総会を認める意義はあるとしており⁹⁾、下級審裁判例も、従来の判例法理に基づき、全員出席総会による決議を認めたものもある¹⁰⁾。

三 委任状による代理出席の有無

本件では、出席株主の一部が委任状を提出しており、委任状による代理出席の有無によって全員出席総会の認定に差異が生じるかが問題となる。前述した、最判昭 60・12・20 は、一部の株主が委任状によって代理人を出席させた場合には、株主が株主総会の目的である事項を了知して委任状を作成し、かつ、当該決議がその目的である事項の範囲内であれば、全員出席総会による決議を認めている。

この最高裁の見解に対して、当時の学説の多くは、代理行使による濫用の懸念に対し配慮したものと見て、肯定的に受け止めていたようである¹¹⁾。このような、代理出席による全員出席総会を認めることに肯定的な見解は、株主には代理行使をする権利が保障されており¹²⁾、株主の利益が損なわれないならば、例外的に代理出席による全員出席総会を認めてもよいと考えているようである。ただし、学説の中には、株主の意思を合理的に解釈して、必ずしも招集通知が送付された時点で決議事項が記載されていないかつとして、代理行使の余地を認める見解もある¹³⁾。この見解は、代理人による議決権行使が株主の意思を反映していると判断できる場合には、全員出席総会を認めても問題はないと解しているようであ

る。他方で、これに否定的な見解は、その根拠として、委任状を交付された代理人は株主の出席・準備する機会を放棄する権限を包括的に有しておらず、委任状を交付したからといって、株主として有する利益を放棄する意思を表明しているとまではいえないとする¹⁴⁾。もっとも、会社法制定後の学説は、従来の判例・学説を踏襲して、委任状による代理出席について否定的な見解はないようである¹⁵⁾。

四 本判決について

本件において、裁判所は、本件株主総会は株主全員が出席し決議をしているものの、出席株主が取締役会決議の瑕疵について認識しつつ株主総会の開催に同意していなかったとして、本件株主総会決議は取消しの対象となると判示している。これまで、全員出席総会を認めるにあたって、株主に招集手続に係る瑕疵の認識を求めた裁判例はなかったように思われる。本判決は、その根拠を必ずしも明らかにしていないが、学説上、株主の錯誤の問題として処理し、従来の判例法理における全員出席総会の要件を加重したとの指摘がある¹⁶⁾。また、本判決が全員出席総会によって治癒される瑕疵を、株主が株主総会に出席した時点で、株主に知られていると合理的に推認でき、また招集手続の省略に同意していると合理的に推認できる瑕疵であると解する見解もある¹⁷⁾。

本判決のように解すると、全員出席総会による決議を認めるにあたって、株主は議決権行使の時点で（または、委任状を交付する時点で）招集手続に係る瑕疵を認識していなければならないこととなる。そのため、従来の判例法理に比べて、全員出席総会による決議を認める範囲は狭く解されることとなるだろう。たしかに、全員出席総会をむやみに認めることは法定手続の不遵守の恒常化を招来してしまうおそれから、全員出席総会を認める範囲を狭く解することにもそれなりの根拠があるようにも思われる。

しかしながら、前述したように、従来の判例法理において、全員出席総会が問題となっているのは、株主総会に出席している時点で、株主は招集手続の瑕疵があるとの認識がなく、株主全員が必ずしも事前に株主総会に係る手続や決議に同意

していない事案がほとんどであるといわれる¹⁸⁾。本判決の立場を採ると、そのような事案において、全員出席総会による決議は否定されることとなるだろう。また、株主総会決議後に招集手続の瑕疵が明らかとなり、株主全員による決議があったにも関わらず、その決議を取り消すことは法的安定性の観点から必ずしも適切ではない。そして、全員出席総会が問題となるのは小規模閉鎖会社であることを考えると、株主全員が出席し決議している以上、株主に招集手続に係る瑕疵の認識を必ずしも求める必要はないように思われる。これは、委任状による代理出席者の有無によって左右されるものではない。

最後に、本件の射程について付言すると、本件は取締役会設置会社の事案であったが、取締役会非設置会社においても委任状による代理出席がある場合も含めて全員出席総会を認めるべきかについては、別途検討を要する問題である¹⁹⁾。

●—注

- 1) 取締役会決議において、その定足数は取締役の過半数の出席が必要であり（会社法 369 条 1 項）、定足数を計算するときは現存する取締役を基礎としなければならない（最判昭 41・8・26 民集 20 卷 6 号 1289 頁以下）。また、現存する取締役が定款または法令の定める定数を割り込んでいるときは、一般的にはその定数の過半数が出席しないとその決議は無効になるとされている。江頭憲治郎『株式会社法〔第 7 版〕』（有斐閣、2018 年）420 頁、龍田節＝前田雅弘『会社法大要〔第 2 版〕』（有斐閣、2017 年）123 頁。
- 2) 決議取締役会決議および代表取締役による株主総会の招集もなく株主総会決議がなされた場合には、株主総会の不存在であるとされている（最判昭 45・8・20 判タ 253 号 163 頁以下）。
- 3) 民集 25 卷 2 号 183 頁以下。
- 4) 民集 39 卷 8 号 1869 頁以下。
- 5) 会社法制定以前の全員出席総会に係る判例・学説については、大塚龍二「全員出席総会の効力」岩原紳作＝神田秀樹編『竹内昭夫先生追悼論文集 商事法の展望—新しい企業法を求めて』（商事法務研究会、1998 年）185 頁以下を参照。
- 6) 酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説 会社法 第 4 巻 機関・1』（中央経済社、2008 年）78 頁〔前田重行〕。
- 7) 平成 14 年の商法改正によって、有限会社法の規定を参考に、会社法 300 条および 319 条に類する規定（平成 14 年商法 236 条・253 条）は設けられていた。
- 8) 丸山秀平「判批」別冊ジュリ 205 号（2011 年）69 頁。

- 9) 鈴木千佳子「判批」別冊ジュリ 229 号（2016 年）65 頁、岩原紳作編『会社法コンメンタール 機関 [1]』（商事法務、2013 年）71 頁〔岩原紳作〕、丸山・前掲注 8）69 頁。ただし、江頭・前掲注 1）329 頁は、全員出席総会は認めるものの、取締役・監査役の出席を求めている。他方で、江頭憲治郎＝門口正人編集代表『会社法大系 3』（青林書院、2008 年）60 頁〔長谷部幸弥〕は、全員出席総会を認めるものの、取締役には株主総会の出席義務は課されていないことから、その要件に取締役の出席を求めることには反対している。
- 10) たとえば、東京地判平 23・1・26 資料版商事 324 号 70 頁以下、判タ 1361 号 218 頁以下がある（ただし、裁判所は、全員出席総会に係る株主全員の同意がなかったとして、全員出席総会は認められないとの判断をしている）。
- 11) 鈴木・前掲注 9）65 頁、岩原・前掲注 9）71 頁、丸山・前掲注 8）69 頁、大塚・前掲注 5）204 頁。
- 12) 大塚・前掲注 5）204 頁、奥島孝康「判解」法セ 378 号（1986 年）110 頁。
- 13) 鈴木・前掲注 9）65 頁、森本滋「判批」民商（1988 年）263 頁。
- 14) 大隅健一郎＝今井宏『会社法論（中）〔第 3 版〕』（有斐閣、1992 年）13 頁、西原寛一「株主総会の運営」田中耕太郎編『株式会社法講座 第 3 巻』（有斐閣、1956 年）873 頁。
- 15) 鈴木・前掲注 9）65 頁、岩原・前掲注 9）71 頁、丸山・前掲注 8）69 頁。
- 16) 弥永真生「判解」ジュリ 1529 号（2019 年）3 頁。
- 17) 鳥山恭一「判解」法セ 771 号（2019 年）131 頁。
- 18) 大塚・前掲注 5）202 頁、小宮靖毅「治癒から考える決議の手続的瑕疵——全員出席総会有効化の理論とその射程」新報 104 卷 2 = 3 号（1997 年）136 頁、上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫『新版注釈会社法（14） 有限会社』（有斐閣、1990 年）300～301 頁〔前田重行〕。
- 19) 会社法制定後の議論において、取締役会非設置会社の場合に全員出席総会を認めることに肯定的な見解として、鈴木・前掲注 9）65 頁、中村直人『株主総会ハンドブック〔第 4 版〕』（商事法務、2016 年）127 頁がある。他方で、これに否定的な見解として、丸山・前掲注 8）69 頁がある。

平成国際大学専任講師 林 孝宗